令和９年度給与支払報告書の提出と特別徴収の実施について（お願い）

大分市財務部市民税課

事業主の皆様へ

平素は本市の税務行政につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

地方税法第317条の６の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業主（給与支払者）は、前年中に給与の支払いを受けたすべての従業員について給与支払報告書を作成し、従業員の１月１日における住所地の市町村長に提出する義務があります。

個人市民税・県民税および森林環境税の税額計算になくてはならない給与支払報告書は、給与支払者の義務として、必ず提出していただきますようお願いいたします。

１　提出対象者

令和９年１月１日現在の住所地が大分市で、令和８年１月から12月までに給与の支払いを受けたすべての従業員について、支払額にかかわらず提出をお願いします。

※ 給与支払額が２千万円を超え年末調整を行わない方や、個人で税務署へ確定申告される方についても給与支払報告書の提出が必要です。また、退職者のうち給与支払額が30万円を超える場合は提出が義務付けられていますが、30万円以下の方につきましても、適正課税のため提出をお願いします。

※ 前年度に給与支払報告書をeLTAXで提出した給与支払者には、紙の総括表を発送しませんが、紙総括表の有無にかかわらず給与支払報告書の提出は必要です。

２　提出期限および提出方法

令和９年２月１日（月）

郵送またはeLTAXによる電子申告をご利用ください。

受付は、随時行っております。期限直前はたいへん混み合いますので、早めの提出にご協力ください。

なお、期限後に給与支払報告書を提出されると、特別徴収税額通知書等の送付が遅れたり、所得証明書等の発行に支障をきたしたりするため、必ず期限内の提出をお願いします。

※ 大分市に給与支払報告書の報告人員がいない場合、またはeLTAXで給与支払報告書を提出される場合は今回お送りした総括表の提出は必要ありません。

※ 令和６年分の源泉徴収票の提出枚数が「30枚以上」であった給与支払者は、eLTAXまたは光ディスクでの提出が必要です。

※ 令和９年度分から30枚以上へ引き下げられました。

※ 令和８年度をもって税務署作成の複写式の給与支払報告書の配布は終了しました。大分市ホームページから様式をダウンロードしてご利用ください。

３　提出物

（1）総括表　１部

（2）個人別明細書　１人につき１部（副本は不要）

（3）普通徴収切替理由書（兼仕切紙）　１部　※ 特別徴収できない従業員がいる場合のみ

４　提出先・問合せ先

〒870-8504　大分市荷揚町2番31号

大分市財務部市民税課　個人市民税特別徴収担当班（第二庁舎3階）

ＴＥＬ　097-537-5731（直通）　ＦＡＸ　097-537-7870

▼ ホームページ

大分市　給与支払報告書	検索

5　特別徴収の実施および徹底

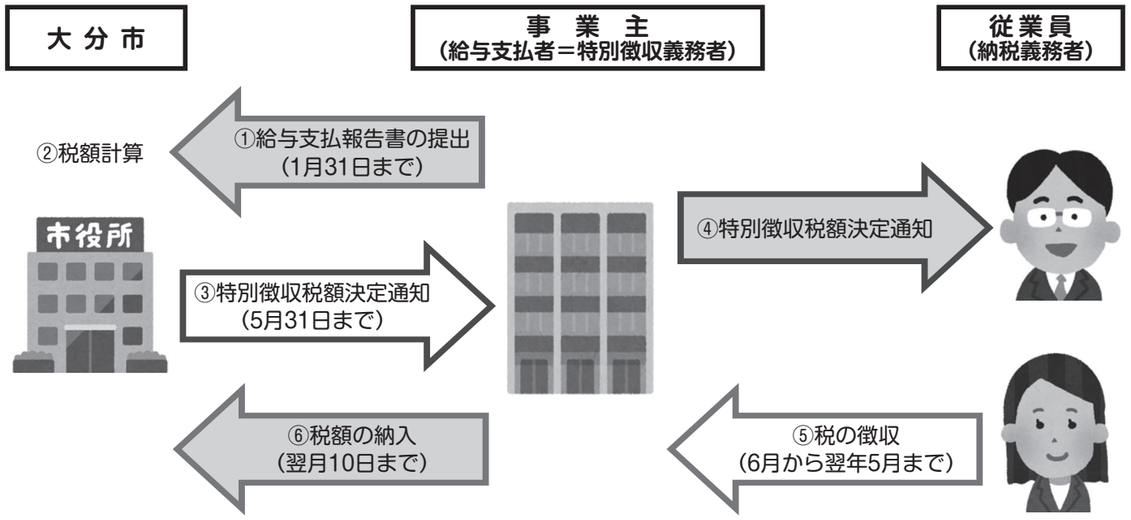
個人市民税・県民税および森林環境税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同じように、事業主（給与支払者）が毎月従業員に支払う給与から特別徴収（給与天引き）し、従業員（納税義務者）に代わり納入する制度です。

地方税法第321条の４および大分市税条例第39条の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、所得税と同様、個人市民税・県民税および森林環境税を特別徴収する義務があります。

特別徴収の実施にご理解、ご協力ください。

※ 特別徴収できない従業員がいる場合は、「普通徴収切替理由書（兼仕切紙）」を提出してください。
※ 令和５年度課税から大分市と県内市町村では、特別徴収の徹底を図っています。

＜特別徴収制度の仕組み＞



特別徴収は、従業員に以下のメリットがあります。

(1) 従業員自ら金融機関へ出向き納税する手間が省けます。
(2) 給与から天引きされるので、納め忘れがありません。
(3) 毎月の給与から12回に分けて引かれるので、１回あたりの負担が少なくなります。
（特別徴収でない場合は、原則として１年分を４回に分けて納めていただきます。）

特別徴収は、事業主が税額計算をする必要はありません。

所得税のように事業主が税額を計算する必要はありません。
大分市から送付される特別徴収税額決定通知を基に特別徴収していただきます。

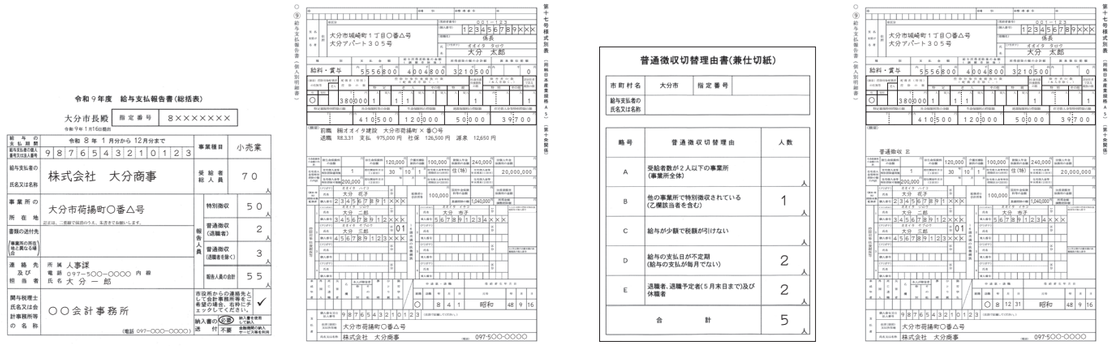
従業員が常時10人未満の事業所は、年12回の納期を年２回にすることができます。（納期の特例）

納期の特例を希望する場合は、「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」をご提出ください。

6　給与支払報告書（総括表・個人別明細書）の提出・記入

（1）提出方法

○税務署や独自の総括表を使用する場合でも、提出の際には大分市作成の総括表を添付してください。
○会計事務所等に事務を依頼されている場合は、大分市作成の総括表をお渡しください。



※ 必ずこの順番に並べてください。普通徴収切替理由書（兼仕切紙）は、個人別明細書（特別徴収分）と個人別明細書（普通徴収分）との間に入れてください。個人別明細書（普通徴収分）がない場合は、普通徴収切替理由書（兼仕切紙）の提出は不要です。総括表と個人別明細書（特別徴収分）の間に、普通徴収切替理由書（兼仕切紙）は入れないでください。
※ eLTAXまたは光ディスクで提出する場合の普通徴収切替理由は、個人別明細書の普通徴収欄にチェックするとともに、摘要欄に普通徴収切替理由「A~E」のいずれかを記載してください。

（2）総括表について

令和９年度　給与支払報告書（総括表）

大分市長殿　　指定番号　８××××××

令和９年１月16日提出

給与の支払期間	令和８年１月分から12月分まで	事業種目	小売業
給与支払者の個人番号又は法人番号	９８７６５４３２１０１２３		
給与支払者の氏名又は名称	株式会社　大分商事	受給者総人員	７０　人
事業所の所在地	大分市荷揚町〇番△号 訂正は、二重線で抹消のうえ、朱書きでお願いします。	報告人員 特別徴収	５０　人
書類の送付先（事業所の所在地と異なる場合）		普通徴収（退職者）	２　人
連絡先及び担当者	所属　人事課 電話　097−5〇〇−〇〇〇〇　内線 氏名　大分一郎	普通徴収（退職者を除く）	３　人
関与税理士氏名又は会計事務所等の名称	〇〇会計事務所 （電話 097−〇〇〇−〇〇〇〇）	報告人員の合計	５５　人
		市役所からの連絡先として会計事務所等をご希望の場合、右枠にチェックしてください。	✓
		納入書の送付	必要　納入書を使用して納入 不要　金融機関の納入サービス等を利用

給与支払者の名称や氏名、所在地、法人番号等については、大分市が把握している情報を基にあらかじめ印字しています。変更や誤りがある場合、朱書きで訂正してください。（所在地は、公称住所で印字しています。）

○受給者総人員について
１月１日現在に給与の支払いを受けている人員の合計です。
○報告人員について
大分市に給与支払報告書（個人別明細書）を提出する人員の合計です。
特別徴収対象者、普通徴収対象者（退職者を除く）、普通徴収対象者（退職者）の合計です。
※退職者は、報告人員に含みますが、受給者総人員には含みません。

（3）個人別明細書について

［摘要欄の記載方法について］

1　前職（他支払者分）の給与を含めて年末調整をした場合は、その**①支払者名　②所在地　③退職日　④給与、社会保険料、源泉徴収税額**を記載してください。
記載がない場合は、前職分は含んでいないものとして取り扱います。

2　同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）を有する方で、同一生計配偶者が障害者、特別障害者または同居特別障害者に該当する場合は、**『配偶者の氏名（同配）』**と記載してください。

3　調整控除の適用があり、対象者が控除対象配偶者または扶養親族欄に氏名のない方の場合は、**『扶養親族の氏名（調整）』**と記載してください。

4　租税条約の適用がある場合は、**『租税条約適用』と朱書き**してください。また、「租税条約に伴う住民税の届出書」と「租税条約に関する届出書（写し）」を３月15日（月）までに提出してください。

5　普通徴収に該当する方については、普通徴収切替理由「A～E」のいずれかを記載してください。

略号	普　通　徴　収　切　替　理　由
A	受給者数が２人以下の事業所（事業所全体）
B	他の事業所で特別徴収されている(乙欄該当者を含む)
C	給与が少額で税額が引けない
D	給与の支払日が不定期（給与の支払が毎月でない）
E	退職者、退職予定者（５月末日まで）及び休職者

※ 記載上の注意事項
(1) 事業専従者で、給与不定期で特別徴収できない場合は「D:給与の支払日が不定期」の旨を記載してください。「事業専従者」だけでは普通徴収の理由となりません。
(2) 退職者については摘要欄ではなく、中途就・退職欄に記載してください。

6　提出後に訂正がある場合は、新たに給与支払報告書を作成し**『訂正分』と朱書き**して再提出してください。

7　提出自体が誤りで取り消す場合は、提出した給与支払報告書に**『取消』と朱書き**して提出してください。

〔個人番号は必ず記載してください〕

受給者、配偶者、扶養親族等のマイナンバー（個人番号）を記載してください。

マイナンバー（個人番号）の記載については、法令で定められています。

○⑨給与支払報告書（個人別明細書）　第十七号様式別表（用紙日本産業規格Ａ５）（関係

※　※種　別　※整理番号　※

支払を受ける者　住所：大分市城崎町１丁目〇番△号　大分アパート３０５号
（受給者番号）００１－１２３
（個人番号）１２３４５６７８９×××
（役職名）係長
氏名（フリガナ）オオイタ　タロウ　大分　太郎

種別	支払金額	給与所得控除後の金額（調整控除後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給料・賞与	5,556,800	4,004,800	3,210,500	0

（源泉）控除対象配偶者の有無	老人	配偶者（特別）控除の額	控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）特定	老人	その他	特親	16歳未満扶養親族の数	障害者の数（本人を除く。）特別	その他	非居住者である親族の数
有 ○	従人	380,000	1 人	1 人	従人	従人	1 人	従人	人	1 人

特定親族特別控除の額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	④住宅借入金等特別控除の額
円	410,500	120,000	50,000	39,700

（摘要）前職　㈱オオイタ建設　大分市荷揚町×番〇号
退職　R8.3.31　支払　975,000円　社保　126,500円　源泉　12,650円
普通徴収　E

訂正分　取消

生命保険料の金額の内訳：新生命保険料の金額　②旧生命保険料の金額 120,000円　介護医療保険料の金額　③新個人年金保険料の金額 240,000円　旧個人年金保険料の金額
①住宅借入金等特別控除適用数 1　居住開始年月日（１回目）30年10月1日　住宅借入金等特別控除区分（１回目）住(特)　住宅借入金等年末残高（１回目）20,000,000円
住宅借入金等特別控除可能額 200,000円　居住開始年月日（２回目）　年　月　日　住宅借入金等特別控除区分（２回目）　住宅借入金等年末残高（２回目）
（源泉・特別）控除対象配偶者：（フリガナ）オオイタ　ハナコ　氏名 大分　花子　区分　個人番号 2345678910×××　配偶者の合計所得 100,000円　社会保険料の金額　旧長期損害保険料の金額　基礎控除 1,040,000円　所得金額調整控除額

控除対象扶養親族等：
1 （フリガナ）オオイタ　ジロウ　氏名 大分　二郎　区分　個人番号 3456789121×××
2 （フリガナ）オオイタ　サブロウ　氏名 大分　三郎　区分 01　個人番号 4567891231×××
3 （フリガナ）　氏名　区分　個人番号
4 （フリガナ）　氏名　区分　個人番号
16歳未満の扶養親族：
1 （フリガナ）オオイタ　イチコ　氏名 大分　市子　区分　個人番号 5678912３×××
2 （フリガナ）　氏名　個人番号
3 （フリガナ）　氏名　区分　個人番号
4 （フリガナ）　氏名　区分　個人番号
5人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号

未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者 特別	本人が障害者 その他	寡婦	ひとり親	勤労学生	中途就・退職 就職	中途就・退職 退職	中途就・退職 年	月	日	受給者生年月日 元号	年	月	日
										○		8	4	1	昭和	48	9	16

支払者　個人番号又は法人番号 9876543210123（右詰で記載してください。）
住所（居所）又は所在地 大分市荷揚町〇番△号
氏名又は名称 株式会社　大分商事　（電話）097-5〇〇-〇〇〇〇

記載方法について詳しくは、国税庁作成の「令和８年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」や国税庁のホームページをご覧ください。

［非居住者の記載方法について］

居住者とは、国内に「住所」を有し、または、現在まで引き続き１年以上「居所」を有する個人をいい、居住者以外の個人を「非居住者」と規定しています。

控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者または控除対象扶養親族が非居住者である場合、もしくは、16歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない場合は、内容に応じて、『区分』欄に下記表のとおり記載してください。

また、その合計人数を『非居住者である親族の数』欄に記載してください。

非居住者 または 国内に住所を有しない方	区分欄
配偶者	○
扶養親族（30 歳未満または 70 歳以上）	01
扶養親族（30 歳以上 70 歳未満、留学生）	02
扶養親族（30 歳以上 70 歳未満、障害者）	03
扶養親族（30 歳以上 70 歳未満、３８万円以上送金）	04
１６歳未満の扶養親族（国内に住所を有しない方）	○

※特定親族特別控除の適用を受ける場合の区分欄の記載については、国税庁のホームページをご覧ください。

［住宅借入金等特別控除の記載方法について］

住宅借入金等特別控除対象の方は、『住宅借入金等特別控除の額の内訳』欄に下記①～④をそれぞれ記載してください。

①～④のすべての記載がないと非該当として取り扱います。

①住宅借入金等特別控除可能額
源泉徴収簿の㉔欄を記載

②居住開始年月日
給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書の居住開始年月日を記載

③住宅借入金等特別控除区分
控除申告書・証明書を見て確認

④住宅借入金等特別控除の額
源泉徴収簿の㉓欄を記載

※区分が「増」または「震」の場合、市民税・県民税には控除の適用がありません。

7　令和８年度税制改正について

（１）基礎控除の引き上げ

下記のとおり合計所得金額に応じて基礎控除額が改正されます。

合計所得金額 （給与収入）	控除額		
	改正前	改正後	
		R８・９年分	R 10 年分から
132 万円以下 (206 万円以下)	95 万円	104 万円	99 万円
132 万円超 336 万円以下 (206 万円超 475 万 1,999 円以下)	88 万円		62 万円
336 万円超 489 万円以下 (475 万 1,999 円超 665 万 5,556 円以下)	68 万円		
489 万円超 655 万円以下 (665 万 5,556 円超 850 万円以下)	63 万円	67 万円	
655 万円超 2,350 万円以下 (850 万円超 2,545 万円以下)	58 万円	62 万円	
2,350 万円超 2,400 万円以下 (2,545 万円超 2,595 万円以下)	48 万円		
2,400 万円超 2,450 万円以下 (2,595 万円超 2,645 万円以下)	32 万円		
2,450 万円超 2,500 万円以下 (2,645 万円超 2,695 万円以下)	16 万円		
2,500 万円超 (2,695 万円超)	0 円		

※所得税のみで住民税の基礎控除に改正はありません。

（２）給与所得控除の引き上げ

給与収入金額が220万円以下の方の最低保障控除額が最大９万円引き上げられます。

給与等の収入金額	給与所得控除		
	改正前	改正後	
		R8・９年分	R10 年分から
190 万円以下	65 万円	74 万円	給与等の収入金額× 30%＋８万円 (69 万円未満となる場合は、69 万円)
190 万円超 220 万円以下	給与等の収入金額× 30% ＋ ８万円		

※220万円超の改正はありません。

（３）各種扶養控除に係る所得要件額の引き上げ

各種扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が４万円引き上げられます。

扶養親族等の区分	所得要件 （収入が給与のみの場合の収入金額）	
	改正前	改正後
同一生計配偶者・扶養親族の合計所得金額	58 万円以下 (123 万円以下)	62 万円以下 (136 万円以下)
ひとり親における子の総所得金額等	58 万円以下 (123 万円以下)	62 万円以下 (136 万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者の 合計所得金額	58 万円超 133 万円以下 (123 万円超 201 万 6 千円未満)	62 万円超 133 万円以下 (136 万円超 207 万円以下)
勤労学生の合計所得金額	85 万円以下 (150 万円以下)	89 万円以下 (163 万円以下)
家内労働者の特例における事業所得等の 必要経費に算入する金額の最低保障額	65 万円	69 万円
雑損控除の対象となる親族の総所得金額等	58 万円以下 (123 万円以下)	62 万円以下 (136 万円以下)

※他の所得がある方はこの限りではありません。

※給与収入金額は、源泉徴収税額、特別徴収税額、社会保険料などが差し引かれる前の額です。いわゆる手取り額ではありません。

8　源泉徴収票のみなし提出の特例の開始

令和９年１月１日以後、市区町村に給与支払報告書を提出した場合には、税務署に給与所得の源泉徴収票を提出したとみなされます。そのため、税務署提出用の給与所得の源泉徴収票を作成し、提出する必要がなくなります。

受給者へ交付する源泉徴収票は、引き続き、すべての受給者に対して作成・交付を行う必要がありますのでご注意ください。

詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。

9　給与支払報告書を提出した後に異動があった場合

令和９年度給与支払報告書を提出した後に、従業員等の退職、転勤等の異動があり、令和９年６月から特別徴収ができなくなった場合は、「給与所得者異動届出書」をご提出ください。提出が遅れると、在籍していない方の特別徴収税額通知書が届くことになりますので、早めの提出をお願いします。

＜給与所得者異動届出書の提出先について＞

令和８年度は大分市で特別徴収しており、 令和９年度給与支払報告書も大分市に提出した。	➡	大分市に提出してください。
令和８年度は他市町村で特別徴収しているが、 令和９年度給与支払報告書は大分市に提出した。	➡	他市町村と大分市それぞれに提出してください。

※「給与所得者異動届出書」の様式は、「市民税・県民税・森林環境税特別徴収の手引き」にありますので、ご利用ください。また、大分市のホームページからもダウンロードできます。

１０　特別徴収税額通知の受取方法について

（１）e LTAX による特別徴収税額通知について

給与支払報告書を eLTAX で提出する際に、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用・納税義務者用）の受取方法をそれぞれ下記のいずれかから選択できます。

なお、「電子データ」を選択した場合は、お知らせ等の通知を受け取るために「通知先アドレス」が必要です。通知先アドレスがない場合、電子データでの通知ができないことがあります。

■受取方法

電子データ	電子データを eLTAX で受け取る
書面	紙を郵送で受け取る

＜納税義務者用の電子データ受け取りについて＞

① 従業員に電子的に配付（社内メールやメール等）できる特別徴収義務者のみ選択可能です。

② 必ず従業員の「受給者番号」を入力してください。（使用可能な文字に制限があります。）

※令和６年度より、電子記録媒体（光ディスク等）による副本通知については終了しています。給与支払報告書を光ディスク等で提出した場合は、紙（正本）を郵便でお送りします。

（２）受取方法の変更を希望する場合

eLTAX で給与支払報告書を提出した際に指定した特別徴収税額通知の受取方法を変更したい場合は、「給与支払報告書（訂正分）」の提出または大分市財務部市民税課個人市民税特別徴収担当班（TEL 097-537-5731）までご連絡ください。

毎年５月下旬に発送する年度当初の特別徴収税額通知の受取方法を変更したい場合は、**３月 31 日まで**にお願いします。

eLTAX（エルタックス）に関する問合せ先

eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAXホームページをご覧ください。

eLTAXホームページ：https://www.lta.go.jp/

なお、eLTAXご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

eLTAXホームページの「よくあるご質問」：https://eltax5.custhelp.com/